

# 山梨県公報

号外第八十五号

平成二十一年

十二月一日

火曜日

## 目次

### 人事委員会

- 一 山梨県職員との給与に関する規則等の一部を改正する規則……………
- 二 山梨県警察職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………
- 三 山梨県警察職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………
- 四 平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則……………
- 五 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………
- 六 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………
- 七 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第二十七号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十一年十二月一日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊 貢

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則  
(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十一年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第八の二八の表中  
34 35 36 37 38 39 40  
を  
33

34 35 36 37 38 39  
に改める。

別表第十一二の表中「12,600円」を「12,500円」に改める。

(山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項第一号中「調整基本額」の下に、「(山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第六十五号)の施行の日(以下「基準日」という。))において職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ改正条例附則第十一条第一項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、医療職給料表(一)の適用を受ける職員又は山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるもの以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。))である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八五を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「調整基本額」の下に、「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八五を乗じて得た額)」を加え、同項第三号中「場合」を「場合。以下この号において同じ。」に改め、「調整基本額」の下に、「(基準日において減額改定対象職員である者(施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなる者を含む。))にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八五を乗じて得た額)」を加え、同項第四号中「同日にその者に適用されることとなる調整基本額」を「額」に改める。

第三条 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「額」の下に、「(山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第六十五号)の施行の日(以下「基準日」という。))において職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百二号)附則第十一条第一項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、医療職給料表(一)の適用を受ける職員又は山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるもの以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。))である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八五を乗じて得た額」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「額」の下に、「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八五を乗じて得た額)」を加え、同項第五号中「した場合」を「して」に、「準じてその者が受けることとなる

管理職手当」を「よるものとした場合」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

山梨県人事委員会規則第二十八号

山梨県学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十一年十二月一日

山梨県人事委員会

委員長 渡 邊 貢

山梨県学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第七イの表中「10,500円」を「10,400円」に改める。

別表第七ロの表中「9,000円」を「8,900円」  
「11,100円」を「11,000円」

「12,000円」を「11,900円」に改める。

別表第七ハの表中「11,600円」を「11,500円」  
「11,800円」を「11,700円」に改める。

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項第一号中「調整基本額」の下に、「(山梨県学校職員給与条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第六十六号)の施行の日(以下「基準日」という。))において教育職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ改正条例附則第十条第一項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)

第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける教育職員でその号給が一号給であるもの以外の教育職員(以下「減額改定対象職員」という。)である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八五を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「調整基本額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八五を乗じて得た額)」を加え、同項第三号中「場合」を「場合。以下この号において同じ。」に改め、「調整基本額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者(施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなる者)となつた場合)に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。)にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八五を乗じて得た額)」を加え、同項第四号中「同日にその者に適用されることとなる調整基本額」を「の額」に改める。

第三条 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「額」の下に、「(山梨県学校職員給与条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第六十六号)の施行の日(以下「基準日」という。))において教育職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第三百三十三号)附則第十条第一項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける教育職員でその号給が一号給であるもの以外の教育職員(以下「減額改定対象職員」という。)である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八五を乗じて得た額)」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八五を乗じて得た額)」を加え、同項第五号中「した場合」を「して」に、「準じてその者が受けることとなる管理職手当」を「よるものとした場合」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十九号

山梨県警察職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十一年十二月一日

山梨県人事委員会

委員長 渡 邊 貢

山梨県警察職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

**第一条** 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第十中「12,500円」を「12,400円」に改める。

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

**第二条** 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項第一号中「調整基本額」の下に、「(山梨県警察職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第六十七号)の施行の日(以下「基準日」という。))において公安職給料表の適用を受ける職員であつてその職務の級及び号給がそれぞれ改正条例附則第十一条第一項の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるもの以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。))である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八五を乗じて得た額」を加え、同項第二号中「調整基本額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八五を乗じて得た額」を加え、同項第三号中「場合)」を「場合。以下この号において同じ。)」に改め、「調整基本額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者(施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなつた場合)に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。))にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八五を乗じて得た額」を加え、同項第四号中「同日にその者に適用されることとなる調整基本額」を「の額」に改める。

**第三条** 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「額」の下に、「(山梨県警察職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第六十七号)の施行の日(以下「基準日」という。))において公安職給料表の適用を受ける職員であつてその職務の級及び号給がそれぞれ山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第四百四号)附則第十一条第一項の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるもの以外の職員(以下「減額改定対

象職員」という。))である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八五を乗じて得た額」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八五を乗じて得た額」を加える。

附則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第三十号

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十二月一日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊 貢

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

七 切替日以降に改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料を支給される職員でなくなつた職員

第四条第一項各号列記以外の部分中「もの」の下に、「(前条第七号に掲げる職員(第一号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。))及び第一号に掲げる場合に該当することとなつた職員であつて切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合(切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合)にあつては、切替日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合。同号において同じ。))に同条第七号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。))」を加え、同項第一号中「(切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合)にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)」を削り、「相当する額」の下に、「(山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第六十五号)、山梨県学校職員給与条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第六十六号)及び山梨県警察学校職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第六十七号)の施行の日(以下この項及び次条第一項において「基準日」という。))において、職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞ



れ改正職員給与条例附則第十一条第一項若しくは改正学校職員給与条例附則第十条第一項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、公安職給料表の適用を受ける職員であつてその職務の級及び号給がそれぞれ改正警察職員給与条例附則第十一条第一項の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、医療職給料表(一)の適用を受ける職員又は山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員(以下この項及び次条第一項において「減額改定対象職員」という。)である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加え、同項第二号及び第三号中「相当する額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八五を乗じて得た額)を加え、同項第四号イ中「相当する額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八五を乗じて得た額)を加え、同号ロ中「給料月額」の下に「に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項第五号中「応じた額」の下に「に百分の九十九・八五を乗じて得た額」を加え、「当該額」を「当該応じた額に百分の九十九・八五を乗じて得た額」に、「その」を「とし、その」に、「額」を「額とする。」に改める。

第五条第一項中「、人事委員会」を「人事委員会」に、「額」を「額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となつた職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」に改め、「なるもの」の下に「(第三条第七号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)」を加える。

附則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十一号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十一年十二月一日

山梨県人事委員会

委員 長 渡 邊 貢

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の六を次のように改める。

(分娩手当)

第二十五条の六 分娩手当は、中央病院に勤務し、分娩業務に従事した主たる医師に対して支給する。

2 前項の手当の額は、業務一回(多胎分娩の場合にあつては、胎児一人につき一回とする。)につき八千円とする。

附則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則三十二号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十二月一日

山梨県人事委員会

委員 長 渡 邊 貢

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

四 前項各号に定める日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にあつた職員(その日に減額改定対象職員(職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ改正職員給与条例附則第十一条第一項若しくは改正学校職員給与条例附則第十条第一項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、公安職給料表の適用を受ける職員であつてその職務の級及び号給がそれぞれ改正警察職員給与条例附則第十一条第一項の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、医療職給料表(一)の適用を受ける職員又は山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)

第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるもの以外の職員をいう。第四条第三項第二号において同じ。）であつた者に限る。（前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十一年山梨県条例第六十五号。以下この項において「平成二十一年改正職員給与条例」という。）の施行の日における平成二十一年改正職員給与と条例第一条の規定による改正後の職員給与と条例及び平成二十一年改正職員給与と条例第五条の規定による改正後の山梨県職員給与と条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二号）附則第十一条の規定、山梨県学校職員給与と条例及び山梨県学校職員給与と条例の一部を改正する条例（平成二十一年山梨県条例第六十六号。以下この項において「平成二十一年改正学校職員給与と条例」という。）の施行の日における平成二十一年改正学校職員給与と条例第一条の規定による改正後の学校職員給与と条例の規定及び平成二十一年改正学校職員給与と条例第三条の規定による改正後の山梨県警察職員給与と条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百三十三号）附則第十条の規定並びに山梨県警察職員給与と条例及び山梨県警察職員給与と条例の一部を改正する条例（平成二十一年山梨県条例第六十七号。以下この項において「平成二十一年改正警察職員給与と条例」という。）の施行の日における平成二十一年改正警察職員給与と条例第一条の規定による改正後の警察職員給与と条例の規定及び平成二十一年改正警察職員給与と条例第三条の規定による改正後の山梨県警察職員給与と条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百四十四号）附則第十一条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第三条第四項第一号中「とあるのは、」を「とあるのは、」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中、並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）（第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）（第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数でそれぞれ除して得た額並びに同日」とする」に改め、同項第一号中「前項各号」を「前項第一号から第三号まで」に、「とあるのは、」を「とあるのは、」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中、月額並びに」とあるのは「月額に山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に

関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額並びに」とする」に改め、同項第三号中「とあるのは、」を「とあるのは、」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中、並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数でそれぞれ除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改める。

第四条第三項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 異動等の日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について山梨県職員給与と条例等の一部を改正する条例（平成二十一年山梨県条例第六十五号。以下この項において「平成二十一年改正職員給与と条例」という。）の施行の日における平成二十一年改正職員給与と条例第一条の規定による改正後の職員給与と条例の規定及び平成二十一年改正職員給与と条例第五条の規定による改正後の山梨県職員給与と条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二二号）附則第十一条の規定、山梨県学校職員給与と条例及び山梨県学校職員給与と条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成二十一年山梨県条例第六十六号。以下この項において「平成二十一年改正学校職員給与と条例」という。）の施行の日における平成二十一年改正学校職員給与と条例第一条の規定による改正後の学校職員給与と条例の規定及び平成二十一年改正学校職員給与と条例第三条の規定による改正後の山梨県警察職員給与と条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百三十三号）附則第十条の規定並びに山梨県警察職員給与と条例及び山梨県警察職員給与と条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成二十一年山梨県条例第六十七号。以下この項において「平成二十一年改正警察職員給与と条例」という。）の施行の日における平成二十一年改正警察職員給与と条例第一条の規定による改正後の警察職員給与と条例の規定及び平成二十一年改正警察職員給与と条例第三条の規定による改正後の山梨県警察職員給与と条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百四十四号）附則第十一条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに異動等の日に受けていた」とする。

第四条第四項第一号中「とあるのは、」を「とあるのは、」に、「とする」を「と、前項

第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに異動等の日」とあるのは「を異動等の日における山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数でそれぞれ除して得た額並びに同日」とする」に改め、同項第二号中「前項各号」を「前項第一号」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と」と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「月額並びに」とあるのは「月額に山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数でそれぞれ乗じて得た額並びに」とする」に改め、同項第三号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と」と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに異動等の日」とあるのは「を異動等の日における山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数でそれぞれ除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第三十三号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十二月一日

山梨県人事委員会

委員長 渡 邊 貢

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の九十三以上百分の百五十以下」を「百分の八十七以上百分の百四十以下」に改め、同項第二号中「百分の八十二・五以上百分の九十三未満」を「百分の七十七以上百分の八十七未満」に改め、同項第三号中「百分の七十二」を「百分の六十七」に改め、同項第四号中「百分の七十二未満」を「百分の六十七未満」に改める。

に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。